

施行：2016年（平成28年）8月1日
改正：2016年（平成28年）10月12日

設計者各位

藤沢市計画建築部建築指導課

現況幅員4m未満の建築基準法第42条第1項第1号道路の取扱いについて

1. 背景とお願い

現在、藤沢市には一部現況幅員が4m未満の1項1号道路が存在します。これらの道路は、幅員4mの藤沢市道として取扱われていたものの、現況幅員が4m未満となっているものです。

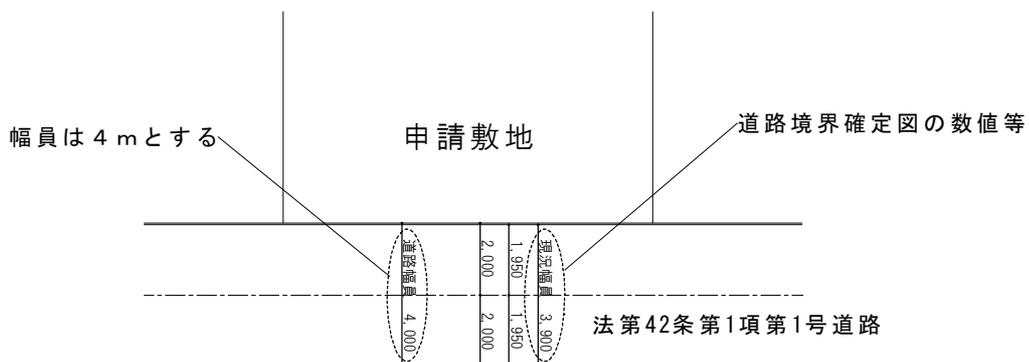
※
藤沢市では、これらの道路について「復元が必要な1項1号道路」として取り扱い、当該道路に面して建築する場合には、原則として藤沢市が示す中心線から中心後退にて4mの幅員を復元するものとしております。このことから、配置図への道路種別及び幅員の記載方法について以下のとおり定めますので、建築確認申請の際はご配慮いただきますようお願いいたします。

※復元とは、現況幅員が4m未満となっているものを、幅員4m以上に戻すことを意味しています。

2. 配置図への道路種別及び幅員の記載方法

下図に例を示します。

- ① 現況の幅員を記載（道路境界確定図の数値等）
- ② 中心線から現況幅員までの距離を記載
- ③ 中心線から2m後退した線及び距離を記載
- ④ 道路幅員4mを記載
- ⑤ 道路種別は「法第42条第1項第1号道路」と記載



〈概要書配置図への道路幅員の記載方法（例）〉

3. 注意事項

- ・ 概要書二面【6. 道路】【イ. 幅員】には、道路幅員（4m）を記載してください。
- ・ 中心線の出し方については、藤沢市計画建築部建築指導課指導担当にお問い合わせください。